



元環共第2434号

令和2年3月31日

株式会社雅 代表取締役 様

福島県知事



(仮称) 熱海南太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する意見について (通知)

福島県環境影響評価条例(平成10年福島県条例第64号)第15条の規定に基づき、令和元年12月11日に送付のありました標記準備書について、同条例第20条第1項の規定に基づく意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、郡山市熱海町長橋地区の丘陵地約234ヘクタールの事業実施区域内に、80メガワットの大規模な太陽電池発電所を新規に設置するものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は、森林と開放空間が調和共存する多様性の高い自然環境が存在し、近隣には複数の住宅等が存在することから、自然環境及び生活環境へ相当な影響が生じないよう、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境影響を最大限低減すること。

また、太陽電池発電機等を長期間に亘り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

- (2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入すること等により、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

(3) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成段階では、計画施設の基礎構造や配置、配線等を含めた構造設計等をより具体的に記載するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえること。

(4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、その検討の経緯及びその効果を、具体的に評価書に記載すること。

(5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ることなどにより適切な対策を講じること。

(6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないよう、事業者として自主的に検討・対応すること。

また、これらについて具体的な検討等を行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

(7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討すること。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気質及び騒音、振動について

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る評価に当たっては、当該事業の南西の区域に計画されている大規模な太陽光発電事業との重畳効果が予想されることから、市道喜久田長橋線と県道29号線の交差点付近における評価を実施し、評価書に記載する

こと。

また、車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、周辺環境への影響を低減すること。

(2) 水環境について

濁水流出防止のための仮設沈砂池や防災調節池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。

また、事業実施区域の下流側において、濁水が発生することのないよう対策を万全にするとともに、事業実施区域内を流れる安積疏水にも影響が生じないようにすること。

(3) 土地の安定性について

発電設備の設置に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、事前に十分な調査等により地盤の状況を確認し、軟弱な地盤、断層の分布範囲等を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

(4) 動物、植物及び生態系について

対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息・生育や繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際はこれらの繁殖時期等を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

(5) 廃棄物等について

ア 伐採木は事業区域内で再利用するとしているが、利用する場所や数量等を具体的にするとともに、余剰となった場合の産業廃棄物の処分についても検討し、これらについて予測、評価した結果を評価書に記載すること。

イ 当該事業による残土の場外搬出はないとしているが、事業開始後に調節池から発生する土砂等の処分方法等について評価書に記載すること。

3 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。

- (2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないよう事業計画を十分に検討するとともに、農業用水への影響のみならず、森林施業、森林環境保全等についても適切な措置を講ずること。
- (4) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民及び農業従事者等に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。
また、環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民等の利便性向上に努めること。
- (5) 事業の実施に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、関係市長や住民等の意見も尊重すること。